

やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 山梨県内で二拠点居住を希望する者に対して、県内の住居に関する情報を一元的に提供するとともに、住居に関する様々な相談に対応することにより、山梨県内への一層の誘導及び滞在を促進することを目的とする。

(補助金の交付先)

第3条 この補助金は、市町村、住宅関連事業者等で構成する「富士の国やまなし移住・交流推進協議会」（以下、「協議会」という。）に対して交付する。

(対象)

第4条 補助金交付対象事業は、山梨県内への二拠点居住者の誘導及び滞在の促進を図るために実施する別表1に掲げる事業とする。

2 知事は、前項の事業の実施に必要な経費であって、別表2に掲げる補助対象経費のうち必要かつ適当と認められるものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の1/2以内の額とし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第6条 協議会が補助金の交付を受けようとする場合は、別に定める期日までに補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出する。

2 協議会は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうち、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を協議会に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を

減額するものとする。

- 3 知事は、前条第2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 協議会は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受領した日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 協議会は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額に増額を伴わないで補助金の交付対象となる別表2に掲げる各経費間において、いずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更についてはこの限りではない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 協議会は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 協議会は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 協議会は、補助事業が完了した日若しくは第10条の規定による廃止の承認を受けた日から起算して1ヶ月を経過した日、又は交付決定をした年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに事業実績報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく承認をした場合はその承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知する。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

ただし、補助金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払いをすることができる。

- 2 協議会は、前項のただし書き規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 協議会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第 8 号)により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 7 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。なお、改正後の要綱は、その施行の日以後に交付決定する補助金について適用し、施行の前日に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

別表 1 補助金交付対象事業

二拠点居住等に関する情報提供事業
(1) 甲斐適生活相談会の開催
(2) 田舎暮らしセミナーの開催
(3) 田舎暮らしガイドブックの作成
(4) 出張相談の開催

別表 2 補助対象経費

経費区分	内 容
謝 金	講師謝金
旅 費	講師旅費
需 用 費	消耗品費、印刷製本費
役 務 費	通信運搬費、振込手数料
使用料及び 賃借料	会場借り上げ代、備品借り上げ代、車両レンタル代
委 託 費	相談会運営委託費、広告宣伝費
その他経費	上記に掲げるもののほか、補助金交付対象事業の実施のために必要な経費

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名 印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において、次のとおり事業を実施したいので、やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金交付要綱第6条に基づき、補助金 円を交付されたく申請します。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 円
- (2) 補助金交付申請額 円

2 事業内容

事業内容	
実施日程	(開始予定日) (完了予定日)
実施予定場所	

3 経費区分

区 分	補助事業に 要する経費	補助金 申請額	備 考
謝 金	(円)	(円)	
旅 費			
需 用 費			
役 務 費			
使用料及び賃借料			
委 託 費			
そ の 他			
合 計			

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

富士の国やまなし移住・交流推進協議会長 殿

山梨県知事 印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあったやまなし二拠点居住滞在促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各経費相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95% の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95% の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかなければならない。

(様式第3号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったやまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金については、同補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、関係書類を添えて申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

(注) 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

1 変更の理由

2 変更の内容

〔様式第1号を準用し、変更前と変更後の事業の内容及び経費の配分が比較対照できるよう、変更前を（ ）書きで上段に、変更後を下段に2段書きとすること。〕

(様式第4号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金に係る
事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度
やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金に係る補助事業を、次の理由により中止（廃
止）したいので、同補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の期間）

(様式第5号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金に係る
補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があったやまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金について、次のとおり遅延等がありましたので、同補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費
- 3 遅延等の内容及び原因
- 4 遅延等に対する処置
- 5 補助事業遂行及び完了の予定

注) 理由書を添付すること

(様式第6号)

番
令和 年 月 日 号

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、やまなし二
拠点居住滞在促進事業費補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、同補助
金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

(注) 記載事項については様式第1号(交付申請書)に準ずる。
ただし、添付書類については、申請時以降変更のない場合は省略できる。

(様式第7号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった、やまなし二
拠点居住滞在促進事業費補助金について、次のとおり概算払により交付されたいので、
同補助金交付要綱第14条第2項に基づき請求します。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付 額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払方法

(1) 現 金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別 (当座・普通)

No.

(様式第8号)

番 号
令和 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

(申請者)
所 在 地
名 称
代表者氏名

印

令和 年度やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金に係る
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

やまなし二拠点居住滞在促進事業費補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、
次のとおり報告します。

- | | |
|--|---|
| 1 交付金額 (知事が確定通知書により通知した額) | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金5パーセント相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。